

第9回住民・福祉・教育小委員会（議事概要）

日 時 平成14年12月11日（木） PM2：30～PM5：00

場 所 アグリセンター大宮

出席者数 13人（欠席1人）

傍聴者数 3人

主な議題

- （1）協議第1号 19-12 保育所の取扱い（その2）
- （2）協議第2号 19-20 学校教育の取扱い（その3）
- （3）協議第3号 19-22 社会教育の取扱い（その5）
- （4）次回の議題について
- （5）次回の小委員会の予定

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議事

- （1）協議第1号 19-12 保育所の取扱い（その2）・・・確認

主な意見

委員長 保育料の算定方法の中に、算定対象が祖父母というのが含まれているがどうか。

部会長 算定基礎の所得を見る場合、父母はもちろん同居している祖父母の所得も見ている。現在は、住民票を分けていても同居しているなら算定しているが、新市では見極めがつきにくいと考え、住民票どおりになると考える。

委員 新市になれば、今まで保育料に算定されていた固定資産税がはずれるのか。

部会長 所得税の申告により、事業主より従業員の方が高い保育料を払うケースがあったため、不公平がないよう丹後独特のものとして保育料の算定に固定資産税の資産割を加えている。全国的に見ると、市では加えていない。

委員 以前に区費の算定で同じような問題となったことがあったが、傍目八目というか住民票どおりでいけばよい。

委員 例えば弥栄町の場合、保育料が平均2000円上がる試算値となっているが、弥栄で最高額の人ほどの程度上がるのか。

部会長 最高額が適用される人は相当の高額所得者で、3歳以上児で今の39,000円が58,000円となる。なお、保育料については保護者が毎年入れ替わることから、その方の所得のいかんで変わってくるため比較が難しい。

委員 例えば弥栄町は資産割が一番高いが、若い夫婦が家を建てた場合に突然一番高い

保育料となり、借入金の返済と併せ苦しいケースがある。そういったことを是正する意味でも、平均で多少上がるかもしれないが、所得に応じて算定されるのは仕方がない。

委員 固定資産税の算定について、全国的にもあまり例がないのであればはずすのが妥当である。

委員 保育時間について、現在の 8 時半から 4 時では働く女性にとっては大変厳しいが、新市になり延長保育の促進などにより、子供や女性に対する新市の姿勢が現れてくると考える。また土曜日の体制と延長保育、また拠点の保育所についてはどうなっているか。

部会長 拠点の保育所というのは、多様な保育のニーズに応えられる保育所ということで「一部の」としてもよかった。土曜日については、最近預けない家庭が増えてきた。調整結果には出していないが、土曜日については希望保育にするなどして、その職員配置を薄くし、他の日の充実や延長保育に回すなどして対応していくことが望ましいという部会の意見だった。延長保育料については、11 時間を越えて保育を行う場合について徴収する。

委員 このまま行くと、新市での保育の募集は平成 15 年 12 月又は平成 16 年 1 月ということになるかと思うが、全市の保育所を希望することが可能か。また未満児保育のできる保育所の数だとか、一箇所にかたまるといったことはどうか。

部会長 合併することになると、どこの保育所でもいいことになるが、例えば峰山町の人が網野町の保育所に行かせたいといっても、保護者の仕事上また通園上の利便性がなければ拠点の保育所といえども行けるとは限らない。例えば、大宮町では拠点の保育所ということで、0 歳児の受け入れなど全町からを想定し定員を設定しており、広域的な受け入れを考えている。

委員 今まで、保育所の受け入れについては「保育に欠ける」ということであったが、現在では「保育が必要」ということに変えることによって施策が変わってくると考えるがその検討はどうか。

部会長 希望者が多い場合は、保育に欠ける子から順番に入所させることになるが、少子高齢化の現在では定員割れとなっており、保育を必要とするということで全員にきていただきたい。

委員長 国基準の徴収額と実際の保育料が、弥栄町では 73.5%、久美浜町では 88.9%ということで、これは各町の政策的判断においてされていると考えるが、調整案の 90%というのは、新市での政策的判断も加味されているのか。

部会長 従来から国・府の負担金の基礎となる、国の示した保育単価等により算出した保育所経費である支弁総額と、人件費などを含む実際の各町の保育所運営費総額には大きな開きがあり、この差額は全て市が税金によって補てんすること（現在の各町も同じ）となるが、人件費などの運営費を効率化することで市の負担を軽くし、その分を保育料に還元することは可能と考える。今後は、少子化の中でその保護者負担の軽減化を考える場合、統廃合等の合理化など運営費全般について見直しをすることが望ましい。

(2) 協議第2号 19-20 学校教育の取扱い(その3)・・・確認

主な意見

委員 スクールカウンセラーは大宮町、網野町、心の教室については弥栄町各町単費で設置しているのか。また峰山町には、心の教室相談員を置いていないのか。

部会長 大宮町では、以前京都府の委託研究という形であったが、現在はそれが終了したため単費での事業となっており、網野町も同様と考える。また弥栄町は単費である。峰山町の心の教室については、スクールカウンセラーの先生が兼ねていると聞いている。

委員 スクールカウンセラーについて、京都府からの派遣でやっておられる他の町など、新市に移行後も続けられるのか。

部会長 京都府には派遣制度があり、大宮町、網野町においても要望していきたいと考えている。

委員 スクールカウンセラーの適任者の選定は、学校ごとに希望できるのか。

部会長 派遣の手続き上、町の方でも適任者を見つける努力は必要と考える。

(3) 協議第3号 19-22 社会教育の取扱い(その5)・・・継続協議

委員 体育施設の使用料については、新市移行後に調整するのか。

部会長 新市の発足時には条例で明記する必要があり、実際はそれまでに調整する。

委員 体育施設の設置については、どこの町でも団体の育成、健康対策ということが謳われていると考え、また使用料収入についても社会体育施設、学校施設合わせて600万円程度であれば、合併のメリットとして弥栄町のように無料化したらどうか。

委員 弥栄町の利用状況について部会でも検討されたか。また利用料収入について、ランニングコストから考えると大きく寄与するとは考えられないが。

部会長 弥栄町では、無料というのは政策で行われている。利用については、ゲートボール場など朝から晩まで毎日使われているという状況である。使用料と必要経費はとうてい比べられるものではない。無料化も検討したが、使用者責任、受益者負担といった意味からも使用料は取るべきという結論になった。

委員 無料ではいけないと思う。自分が欲するということがお金を払ってでもしたいということが基本であり、これを大事にしなければならぬので受益者負担でよい。

委員 暫定条例は、3月1日新市発足後に施行されるが、どういうものが施行されるのか。

事務局 新市の条例は、行政の継続性の問題から、3月1日以降連続して続くもの、政策的判断による事業などで一定期間空いてもいいものとの適用が分かれる。例えば、設置条例などがないと保育所は園児を受け入れられないし、体育施設などは閉鎖しなければならなくなるので、こうしたものについては暫定条例として職務執行者により3月1日で専決される。また、それ以外の一定期間空いてもいい政策的

な事業などについての条例は、新市の新しい市長・議会議員で決められる。なお、先進事例によれば、暫定条例も新しい議会で審議されるが、そのまま追認されている。

委員 無料だと大切に使うし、有料だと目いっぱい使うということも考えられるが。
部会長 弥栄町の場合、ゲートボール場など無料ということで、使用者らが大切に管理している。

委員長 社会体育施設について「財団等への委託の方法も・・・」とあるがどういうことか。

部会長 新市の直営が基本だが、現在峰山町では公園緑化事業団が施設の管理をしており、こういったものも選択肢のひとつと考える。

委員 スポーツ振興、健全な身体の育成から考えると無料でも良いが、特定の方が使うということで、小額でも払って施設を大事に使うというのが大事である。

委員 今は、市民以外でも使用はできるが、新市になると市民しか利用できないのか。

部会長 市民以外の使用も想定している。

委員 無料化といった政策的な部分は、最終的には新市の市長・議員で決められると考えるので、「新市に移行後・・・」とするより仕方がないのではないか。

委員 いろいろな施設及び利用者があり、大変難しいと考える。一旦無料にすると有料に戻すことはできない。またこういったことは、新市の市長・議員が方向性を決めて行くべきで、ここで決めると先に負担を残すことにならないか。

委員 無料化の意見もよくわかり、お金に換算する方が住民にもわかりやすいと考える。しかし、政策に関わることは新市に委ねることがよいと考える。

委員 弥栄町の施設利用料の無料化といった、町の特性をどう評価していくか、またこれから学んだことをどう活かしていくかが大事と考える。

委員 ここで無料を決めてしまうと、新市長が数年後に財政状況等を考慮し有料にしようとした場合、大変なご苦労をされると考える。

委員 部会で再度もんでいただいて、次回まで継続としたらどうか。

委員会 継続協議とする。

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の予定

第10回住民・福祉・教育小委員会

日時 平成15年1月15日(水)午後2時30分～

場所 弥栄町役場

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局

(速報のため、事後修正の可能性あり)